

ステートメント型総合口座取引規定

1. 内容

「ステートメント型総合口座」(以下「この口座」といいます)とは、お取引内容を記載した明細表(以下「取引明細表」といいます)を当行が毎月作成してお客さまに郵送し、通帳を発行しない総合口座をいいます。ただし、国債等公共債の保護預りは専用の通帳を別途発行します。

2. 口座開設

- (1) この口座を新たに開設するにあたっては、当行所定の申込書を総合口座申込書とともに当行本支店に提出してください。なお、お一人さま1店舗につき1口座に限ります。
- (2) この口座は、しずぎんカード(キャッシュカード)およびダイレクトバンキングサービスのお申込みがないと、口座を開設することはできません。

3. 通帳からの変更

すでに総合口座通帳をお持ちの方がこの口座に変更するにあたっては、通帳とともに当行所定の申込書を総合口座のお取引のある当行本支店(以下「当店」といいます)に提出してください。この場合、未記入になっているお取引はすべて通帳に記入のうえこの口座に変更しますので、変更後に発生するお取引より取引明細表に記載します。

4. 取引明細表

- (1) 郵送する取引明細表の種類は次のとおりとなります。
 - ①普通預金のお取引(兼お借入)明細
毎月の普通預金のお取引明細および定期預金等を担保としたお借入(以下「当座貸越」といいます)明細を記載します。
 - ②定期預金のお取引明細
毎月の定期預金のお預かり、お支払い、ご継続のお取引明細を記載します。
 - ③定期預金・担保お預かり明細
毎月末日(当行休業日の場合は前営業日)時点でお預かりしている定期預金の明細を記載します。
- (2) 窓口で預け入れた金額、払い戻した金額は、取引明細表に記載します。
- (3) 自動機により預け入れられた金額、払い戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額は、取引明細表に記載します。なお、払い戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は1件ごと合計額をもって取引明細表に記載します。

5. 取引明細表の交付・保管等

- (1) 取引明細表は、お申込みのあった月から、毎月末日を基準日として作成し、翌月上旬に届け出先住所に郵送しますので、ご契約時に交付する「総合口座取引明細表綴り」に順番に綴り込み保管してください。ただし、前記4.(1)ないし(3)の各明細表に該当するお取引明細あるいはお預かり明細がない場合は送付いたしません。
- (2) 取引明細表を紛失した場合でも、再発行はいたしません。

6. 口座管理手数料

- (1) この口座の利用にあたっては、当行の店舗に提示された所定の口座管理手数料をいただきます。この場合、総合口座規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに、この口座の普通預金から引き落とします。
- (2) 口座手数料は1ヶ月ごと、ご利用の翌月15日(当行休業日の場合は翌営業日)にいただきます。ただし、この口座を申し込んだ(また通帳から変更した)月および解約した(または通帳へ変更した)月の口座管理手数料は無料とします。
- (3) 当行は、口座管理手数料を変更する場合があります。なお、この場合には、事前にご通知いたします。

7. 窓口でのお取引

- (1) 預金のお預け入れ
 - ①この口座の普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預け入れができます。この場合、この口座のしずぎんカードを呈示してください。
 - ②この口座の定期預金へのお預け入れは当店にてお取り扱いします。この場合、この口座のしずぎんカードを呈示してください。
- (2) 預金の払い戻し等
普通預金の払い戻し(当座貸越を利用した普通預金の払い戻しを含む)または定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、この口座のしずぎんカードとともに当店に提出してください。

8. 自動機での取引

- (1) 自動機では、この口座の定期預金取引およびこの口座の普通預金への振替入金のお取引はいたしません。
- (2) 当行の自動機を時間外に使用して預金の払戻しまたは預入れをする場合にかかる自動機利用手数料は、無料とします。
- (3) 当行提携先のうちセブン銀行の自動機を使用して預金の払戻しまたは預入れをする場合にかかる自動機利用手数料は、時間帯に関係なく無料とします。

9. ダイレクトバンキングサービス

この口座の普通預金を決済口座として、ダイレクトバンキングサービスを利用することができます。

10. 届け出事項の変更

取引明細書を正しく郵送するため、住所、氏名等の届け出事項に変更があったときには、直ちに当行所定の変更届により当店にお届けください。届け出事項の変更

は、当行の手続きが完了してから有効とし、手続きの完了前に生じた損害については当行は責任を負いません。

11. 取引明細表の返戻等

届け出住所に郵送した取引明細表が返戻された場合には、当行は保険責任を負いません。また、取引明細表の交付を中止することがあります。なお、延着または到着しなかった場合等で、当行の責に帰することができない事由により紛議が生じても、当行は責任を負いません。

12. 口座の解約・通帳への変更

- (1) この口座を解約する場合には、当行所定の解約請求書に届け出の印章により記名押印をして、しずぎんカードとともに当店に提出してください。
- (2) 通帳に変更する場合には、当行所定の依頼書に届け出の印章により記名押印して、しずぎんカードとともに提出してください。なおこの場合、ダイレクトバンキングサービスは自動的に解約となりません。
- (3) 解約または通帳に変更する月のお取引明細は、通帳に記入のうえ交付するものとし、その月の取引明細表は交付いたしません。
- (4) 当行はお客さまに次の各号の事由がひとつでも生じたときには、お客様に通知のうえこの口座を解約または通帳へ変更できるものとし、なお、当行が解約または通帳への変更の通知を届け出住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到着しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

- ①住所変更の届け出を怠るなどにより、当行においてお客さまの所在が不明となったとき
- ②第6条に基づく口座管理手数料の支払いがないとき

13. 取扱内容の変更

当行の都合により、この口座の取扱内容を変更する場合があります。この場合、事前にご通知または店頭のパフレット等によりお知らせいたします。

14. 規定の準用

- (1) しずぎんカードの利用については、「しずぎんカード規定」により取扱いします。
- (2) ダイレクトバンキングサービスの利用については、「しずぎんダイレクトバンキングサービス利用規定」により取扱いします。
- (3) その他、この規定に定めのない事項は、「総合口座取引規定」により取扱いします。

以上